
令和元年 12月 宇美町議会定例会会議録（第4日）

令和元年12月13日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

- 追加日程第一 議案第61号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
追加日程第二 議案第62号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
追加日程第三 議案第63号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
追加日程第四 議案第64号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）
追加日程第五 議案第65号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）
追加日程第六 議案第66号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第5号）
追加日程第七 発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
日程第1 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 追加日程第一 議案第61号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
追加日程第二 議案第62号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
追加日程第三 議案第63号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
追加日程第四 議案第64号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）
追加日程第五 議案第65号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）
追加日程第六 議案第66号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第5号）
追加日程第七 発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
日程第1 閉会中の所管事務調査について

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長	…	佐伯 剛美
政策経営課長	……………	工藤 正人	財産活用課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	藤井 則昭	住民課長	……………	八島 勝行
健康づくり課長	……………	飯西 美咲	子育て支援課長	……………	安川 禎幸
環境課長	……………	太田 一男	農林振興課長	……………	瓦田 浩一
建設・都市計画課長	…	藤木 浩一	上下水道課長	……………	藤木 義和
学校教育課長	……………	原田 和幸	社会教育課長	……………	安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日までに、条例案1件、予算案5件、発議1件の7件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上7件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

また、本日、本会議終了後、全員協議会を開催する予定であります。よろしく願います。

追加日程第一 議案第61号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第61号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 改めまして、おはようございます。

議案第61号でございます。宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、住居手当及び勤勉手当の額並びに議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定等を行うため、所要の規定を整備する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。

1ページから6ページまでは、改正文をつけております。

7ページ、お願いいたします。7ページから20ページに至るまで、新旧対照表をつけております。

今回の条例等の改正につきましては非常に内容が煩雑になっておりますので、21ページから、この概要をつけておりますので、説明につきましては21ページから行いたいと思います。

21ページをお開きください。

それでは、宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

今回のこの条例の改正につきましては、8条立てで、職員の給与等に関する条例の一括改正を行うものでございます。第1から第8までという形で概要に載せておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、第1条関係でございますが、職員の勤勉手当の改正、これを0.05カ月分増額するものでございます。令和元年は、12月分を0.05カ月分増額することになります。再任用職員以外のものにつきましては、100分の92.5を100分の97.5に改めるものでございます。再任用職員は除かれます。

また、2つ目でございますが、給与月額の改正といたしまして、職員の初任給につきましては1,500円、若年層につきましては最大で2,000円の増額が図られます。これを踏まえ、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定、平均改定率として0.1%を行うものでございます。

次に、中段になりますが、第2条関係でございます。

ここでは、住居手当の改正を行います。手当の対象となる家賃額の下限を引き上げ、1万2,000円から1万6,000円に引き上げます。また、手当の上限額を引き上げます。これが、

2万7,000円から2万8,000円に改められるものでございます。

次に、勤勉手当の改正、先ほど第1条で勤勉手当の改正を行ってりましたが、12月分で増額した0.05カ月のうち0.025カ月分を6月に充て、増額分を平準化するものでございます。令和2年6月分及び12月分につきましては、再任用職員以外は100分の95に改めるものでございます。

ページをおめくりください。22ページになります。

次は、第3条関係でございます。

給料月額を改正を行うということで、次は、特定任期付職員を1,000円の増額を図るものでございますが、この特定任期付職員に関しましては、本町では採用を今現在行っておりません。職種としては、弁護士であったり税理士であったり、こういうものを町で特定任期付職員として雇うことができるという条例を条文化しておりますので、今回の改正に伴いまして、金額分の改正を条例の中で行うものでございます。

また、ここでは、一般任期付職員は除かれます。

次に、特定任期付職員の期末手当の額の改正でございます。

これも、0.05カ月分を増額するというものでございまして、令和元年は12月分を0.05月分を増額、100分の167.5から100分の172.5に改めるものでございます。

括弧書きで書いておりますが、一般任期付職員は一般職と同様に期末手当、勤勉手当を支給いたします。

次に、第4条関係でございます。

期末手当の改正ということで、これも先ほどの特定任期付職員の期末手当について、6月と12月に支給割合を均等にする改正をここで行うものでございます。令和元年の6月分につきましては100分の167.5とあったものを、令和2年6月分に関しましては100分の170に改めるものでございます。

また、令和元年12月分で100分の172.5としていたものを、令和2年12月分に関しましては100分の170に改めるものでございます。これは、平準化を行うものでございます。

ページをおめくりください。23ページでございます。

第5条関係になります。

ここでは、宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

期末手当の改正につきましては0.05カ月分を増額、令和元年は12月分を0.05月分増額いたします。100分の167.5を100分の172.5に改めるものでございます。

次に、第6条関係に関しましては、先ほど第5条で改めました期末手当の改正を6月と12月

の支給割合を均等にするという改正でございます。これも、先ほど来説明をしておりますが、同じ率での平準化を行うものでございます。

次に、第7条関係になりますが、宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正を行うものでございます。ここでは、町長、副町長及び教育長の期末手当の改正を行うものでございます。これに関しましても、議会議員の皆様と同じ率の改定を第7条で行い、第8条では、来年の分に関しまして平準化を行うという改正を行うものでございます。

ページをおめくりください。

24ページになりますが、ここでは附則の中で施行日を決めるものでございます。

第1条、第3条関係につきましては平成31年4月1日から施行されるものであり、次に、第1条の①、第3条の②、第5条、第7条につきましては令和元年12月1日から施行されるものでございます。

また、第2条、第4条、第6条及び第8条に関しましては、令和2年4月1日から施行されるものでございます。

この条例の施行前に支給された給与等につきましては、改正後、それぞれの条例の規定による給与等の内払いとみなすという形で、附則の第2条のほうに定めるものでございます。

ページをおめくりください。

25ページでございますが、行政職給料表の初任給という形で、大卒から短大卒、高卒が縦軸で書かれておりますが、改定率が一番右端にございますが、大卒で大体0.94%の増、短大卒で1.14%の増、高校卒業で1.35%の増という形で、若年層がこの給与関係の影響が大きいというところでございます。

次に、中段でございますが、行政職給料表の級別職員分布及び平均改定率でございます。これを見ていただきますと、上段、主な職名で、主事から右のほうに進みまして課長までという形になっておりますが、職員数が中段、その下に平均改定率を書いておりますが、係長級から上の部分、4のところになりますが、係長、課長補佐、課長級に関しましては、給与の改定率はゼロ。ちなみに、主事から主査までにつきましては、先ほど申し上げた改定率になっているところでございます。

下段になりますが、一般職員の期末・勤勉手当という形で、これまで説明した内容の部分を表に定めたものでございます。これは、御参照いただけたらと思います。

ページ、おめくりください。26ページ、ちょっと縦横になって申しわけございません。お願いいたします。

一般職員の給与例ということで、今回の人勧に基づく場合としまして、大学卒業の新規職員、中段には係長級職員、下段には課長級職員という形で書いております。それぞれ仮定の内容等も

違いますので、想定という形であらわしておりますが、一番右端にありますように、年間給与の増加額につきましては、大卒の新規採用職員であれば3万6,000円程度の増、係長級であれば1万8,800円程度の増、課長級職員につきましては2万4,100円程度の増という形になるものでございます。これは、あくまでも一例という形で今回お示ししているものでございます。

また、下段につきましては、特別職及び議会議員の皆様の今回の期末手当の影響額を表に示させていただきます。御参照いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二. 議案第62号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議案第62号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第62号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4億3,603万7,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、先ほどの議案第61号での人事院勧告等に準じて行う職員給与の改正による人件費関係の補正を行っております。

まず、歳出から御説明いたします。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、給与の改正に係る人件費の補正となっております。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金において、先ほどの歳出の 1 2 万 4, 0 0 0 円を一般会計から繰り入れる補正を行っております。

最後になりますが、補正予算書の 1 8、1 9 ページに給与費明細書をおつけしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 2 号 平成 3 1 年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三. 議案第 6 3 号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、議案第 6 3 号 平成 3 1 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第 6 3 号 平成 3 1 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を39億9,748万円とするものでございます。

本補正予算につきましても、議案第61号での人事院勧告等に準じて行う職員給与の改正による人件費関係の補正となっております。

まず、歳出から御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費21万1,000円の増額は、給与の改定に係る人件費の補正となっております。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

7款3項10目歳入欠かん補填収入21万1,000円の増額は、本補正予算での収支のバランスをとるための補正となっており、本補正予算の結果、平成31年度の収支の見込みとしましては、4,014万7,000円の赤字となる見込みでございます。

最後になりますが、補正予算書の18、19ページに給与費明細書をおつけしておりますので御参照ください。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

追加日程第四、議案第64号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第四、議案第64号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） それでは、御説明をいたします。

議案第64号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

本補正予算は、人事院勧告の給与改定に伴い人件費の補正をするものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額6億8,395万8,000円を16万4,000円増額補正をいたしまして、6億8,412万2,000円とするものでございます。

第3条で、職員給与費を16万4,000円増額補正し、8,764万6,000円とするものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から5節法定福利費まで、3目の総係費5節法定福利費におきまして増額をするものでございます。

今回の補正予算により5,810万円余の純利益となる見込みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議をいただき、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

追加日程第五. 議案第65号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第五、議案第65号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） それでは、下水道事業のほうに移ります。

議案第65号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

本補正予算は、人事院勧告の給与改定に伴い人件費を補正するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億8,700万1,000円を16万7,000円増額補正いたしまして、8億8,716万8,000円とするものでございます。

第3条で、職員給与費を16万7,000円増額補正をいたしまして、5,127万2,000円とするものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費1節の給料から5節の法定福利費におきまして増額補正をするものでございます。

今回の補正予算によりまして1,091万円余の純利益となる見込みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議をいただき、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

追加日程第六. 議案第66号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第六、議案第66号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） 失礼します。よろしくお願ひいたします。

議案第66号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開き願ひます。

平成31年度宇美町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるというふうになっておりますが、今回は歳出予算のみの補正を行うものでございまして、次の2ページ、3ページをお開きいただきますと、この3ページの一番上のほうにありますように、予算総額128億2,695万1,000円、これにつきましては変更を生じないものでございます。

なお、補正の内容につきましては、人事院勧告に準じて行います職員の給与等の改正に伴いまして人件費等の補正を行うものとなっております。

それでは、歳出のみでございますが説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお願ひいたします。

まず、1款議会費1項議会費1目議会費の事務局職員人件費では、職員手当等と共済費の合計で7万6,000円を増額しております。

次に、12、13ページをお願ひいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人件費のみの補正でございまして126万7,000円の増額、次の14目基金費、財政調整基金費におきましては、先日可決していただきましたが、補正予算（第4号）で財政調整基金を8,035万9,000円積み立てますよというところで予算化をいたしましたところですが、これを本補正予算で467万円減額することで、この補正予算の収支の調整を行っているところでございます。

次の2項徴税费は、人件費のみで41万5,000円の増額でございます。

14、15ページをお願ひします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましても、人件費のみでございまして17万3,000円の増額でございます。

16、17ページをお願ひいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、人件費のみで16万円の増額、その下の8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金12万4,000円の増額につきましては、今回増額となりました人件費分につきまして、特別会計に対し一般会計から繰り出しを行うものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、人件費のみで75万9,000円の増額でございます。
18、19ページをお願いします。

ここから最後まではすべて人件費のみの補正となっておりますので、金額のみ読み上げさせていただきます。

このページ、4款衛生費につきましては、18ページ、一番右上の欄外になりますが、46万1,000円の増額となっております。

次の20、21ページ、6款農林水産業費は、同様に20ページ右上、16万4,000円の増額、次の22、23ページ、7款商工費は5万9,000円の増額、24、25ページ、8款土木費は33万8,000円の増額、1枚飛ばしまして、次は28、29ページになりますが、10款教育費は67万4,000円の増額となっております。

最後に、予算書の最後のほうになります。32ページから35ページにかけて、今回の補正にかかります給与費明細書を掲載いたしております。御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

追加日程第七. 発議第4号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第七、発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について。

上記議案を、次のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年12月9日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員飛賀貴夫、賛成者、同じく白水英至、吉原秀信、黒川悟、藤木泰、小林征男。

意見書の朗読をしまして、説明とさせていただきます。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書。

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっています。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となります。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいます。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加しています。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用が受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うこととなります。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。

よって、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、総務大臣高市早苗殿、財務大臣麻生太郎殿、厚生労働大臣加藤勝信殿、内閣官房長官菅義偉殿。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定いたしました。

日程第1. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本12月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年12月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時36分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 小 林 征 男

署名議員 黒 川 悟